

京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業 F A Q

1 応募資格関連

	質 問	回 答
1	企業組合の構成事業所ですが、応募できますか。	企業組合の構成事業所は、一事業者として認めています。決算書は企業組合から構成事業所の内訳をもらってください。
2	府内に複数の支社がありますが、支社ごとに応募できますか。	応募は、事業者（企業）単位になります。 府内に複数の支社を有する場合は、事業者（企業）全体で1応募としてください。
3	大阪が本社で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するのですが、応募できますか。	京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であれば応募可能です。ただし、京都府内に事業活動を遂行する拠点の所在が確認できることが要件です。（法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本、個人の場合は確定申告書の控又は開業届の控（決算期を一期も迎えていない開業した方））
4	本社が京都府内にあるが、本事業の研究開発や設備を導入する拠点（研究施設や工場）が京都府外の場合でも応募できますか。	事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので、応募できません。なお、府内と府外の両方に本事業を実施する拠点がある場合は応募できますが、府外の拠点で実施される分についての経費は補助対象経費に含めることができませんので、ご注意ください。
5	これから起業する個人は応募可能ですか。	応募可能です。なお、交付申請時に住民票の写しを提出いただき、交付決定日までに、個人事業主の場合は開業届控の写しを、法人の場合は履歴事項全部証明書を提出してください。
6	個人事業主ですが、補助対象期間中に法人成りしても、補助事業は継続できますか。	変更届（第3-2号様式）を提出することで、補助事業を継続することができます。
7	常時使用する従業員の範囲はどのように考えればよいですか。	申請の日から見て直前に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載の者が常時使用する従業員に該当します（その場合でも申請日までに被保険者の増減があった場合はそれを含めて計算してください）。なお、事業所ごとに通知を受けている場合は全ての事業所分を合算してください。また、記載されている事業主及び役員は除いて計算してください。
8	スタートアップ企業とは、どんな企業ですか。	本事業において下記の要件をすべて満たす企業をいいます。 ・創業10年以内で、府内に本事業の事業活動を遂行する拠点を 持つ未上場の企業 ・バイオ、AI・IoT、DX、データサイエンス、ロボティクス、XR等の最先端技術又は大学等研究機関の研究シーズを活用した新たな製品・サービスの開発を目指す企業
9	京都府内に事業の拠点を置くA社が、本年度財団が募集する3つの補助金（京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業、共創型ものづくり等支援事業、産学公の森推進事業）についてそれぞれ異なるテーマで複数交付申請することは可能ですか。	本補助金への交付申請は、1事業者につき1件としますので、財団が令和6年度に実施する「産学公の森推進事業」、「共創型ものづくり等支援事業」及び令和5年度に実施する「生産性向上モデル創出支援事業」とは併願申請できません。ご注意ください。（補助金の交付申請をしない構成企業として、グループに入ることは可能です。）

10	京都府の総合計画に位置づけられている「産業リーディングゾーン」とは、どのようなものですか。	<p>「脱炭素」「クロスメディア」「アート&テクノロジー」「フードテック」「シルクテキスタイル」「新名神・近未来都市形成」「環日本海物流促進」「ヘルス・スポーツ」の8つのテーマを設け、地域の歴史や産業集積などの特性を踏まえた、新たな産業創造のためのリーディングゾーンを府内各地に配置し、国際的なオープンイノベーションを展開することにより社会課題を解決し、世界的な競争にも打ち勝てる産業が創出され続ける京都産業をめざすものです。</p> <p>想定事例については、申請要領 P11 を御参照ください。(あくまで例示であり、様々な取組の提案をお待ちしております)</p>
----	---	---

2 対象経費関連

	質 問	回 答
1	経費積算の際に、設備導入に関して補助率が15%になるものはどのようなものですか。	<p>Ⅱ事業化促進コース、Ⅲ本格的事業展開コースにおいて、補助率15%になるものは以下のとおりです。</p> <p>(1) 土地造成費・建物建設費（付帯工事含む）。 なお、建物建設費には改装・改修工事も含まれます。</p> <p>(2) 本格的な生産・販売目的で調達し、かつ、本格的な生産・販売が主用途の設備で、減価償却資産の法定耐用年数が7年以上（各社の会計・税務処理の判断による）となるもの。（ただし、これ以外の、明らかに研究設備と理解できるもの、又は補助対象期間中に研究用として調達したものは1/2とします。）</p> <p>なお、委託により市販設備のカスタマイズやオーダーメイドで調達する場合でも、計上費目は財産購入等費で計上してください。</p>
2	令和6年4月1日以降であれば事前着手できるとのことであるが、事前着手日から交付決定日までの間で既に納品及び支払いが完了した場合でも補助対象となるか。	<p>事前着手日から交付決定日までの間で既に納品及び支払いが完了したものについては、対象になりません。</p> <p>なお、「直接人件費」については事前着手の対象外経費となります。</p>

※その他ご不明な点があれば、相談窓口・提出先にご相談ください。